

第8回大空町農業委員会総会議事録

令和3年2月26日 第8回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 小 川 一 浩	2 番 上 田 英 樹	3 番 森 英 章
4 番 佐 藤 廣 治	5 番 斎 藤 宏 幸	6 番 森 賀 祐 司
7 番 伊 藤 博 幸	8 番 長 尾 照 幸	9 番 渡 邊 恵 二
1 2 番 増 子 昭 雄	1 3 番 福 田 英 信	1 4 番 原 本 勝 広
1 5 番 遠 藤 哲 也	1 6 番 石 原 せつえ	1 7 番 佐 野 一 義
1 8 番 渡 辺 誠	1 9 番 高 橋 敬 義	2 0 番 佐久間 仁
2 1 番 仲 西 政 克	2 2 番 岡 本 シゲ子	2 3 番 丹 羽 真 治
2 4 番 石 田 正 俊		

(2) 欠席者

1 0 番 福 田 重 幸	1 1 番 真 鍋 剛
---------------	-------------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 事 片山 樹弥	主事補 河面 玲央
-----------	-----------	-----------

第8回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第8回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 大空町農業委員会憲章の朗読につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては、コロナ禍で自粛されている中、また何かとお忙しい中、第8回総会に出席頂き誠にありがとうございます。</p> <p>本日は密となりませんよう、女満別研修会館大会議室で行うことといたしました。また、コロナであります日本におきましてもワクチン接種が始まり、2月に入りまして徐々にではありますが感染者数も減少してまいりましたが、まだ終息したわけではございませんので、当農業委員会といたしましても、今しばらく自粛していきますので、皆様のご理解ご協力の程宜しくをお願いいたします。</p> <p>さて、2月に入りまして日差しが強くなりまして日中は暖かくなってまいりましたが、朝晩はまだ寒い日が続いています。ハウスの準備・玉葱等の播種が始まることと思います。また、3月になりましたらビートの融雪剤散布等の作業が始まりますが、お身体に気を付けて事故などの無いように作業を行なっていただきたいと思います。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。 事務局長。</p>
井上局長	<p>1月29日開催の第7回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第8回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時34分)</p>

井上局長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、22名であります。 真鍋委員、福田重幸委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計19件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、13番福田英信委員、14番原本勝広委員を指名いたします。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年2月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員 着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第1号所有権移転関係2番朗読】 この件につきましては、夫婦間の贈与の案件です。図面については、2ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係 1 番から 3 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番から 3 番朗読】</p> <p>この件につきましては、新規案件となります。図面については、3～5 ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番から 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番から 3 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします (〇〇委員 着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定に よる農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による 農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大 空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することにつ いて審議を求める。令和 3 年 2 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】 この件につきましては、新規の案件となります。図面については省 略しております。2 月 5 日に第 1 地区農業委員さんにより、あっせん 会が行われております。 また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合してい</p>

石田会長	<p>ることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、52.6ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第1地区農業委員により2月5日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第2号所有権移転関係2番朗読】</p> <p>この件につきましては、新規の案件となります。図面については省略しております。2月19日に第3地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、26.8ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第3地区農業委員により2月19日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第2号利用権設定関係1番及び2番朗読】</p> <p>1番及び2番については、貸主の相続に伴い新規に賃貸借を設定するものです。図面については、1番については6ページ、2番については7ページのとおりです。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決します。</p>
委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番及び 4 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p>
片山主事	<p>片山主事。</p> <p>【議案第 2 号利用権設定関係 3 番及び 4 番朗読】</p> <p>3 番及び 4 番については、貸主の規模縮小に伴い新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>2 月 1 2 日に第 5 地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面については、3 番については 8 ページ、4 番については 9 ページのとおりです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第 5 地区農業委員により 2 月 1 2 日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>
	<p>以上です。</p>

石田会長	これより利用権設定関係 3 番及び 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 番及び 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	【議案第 2 号利用権設定関係 5 番朗読】 5 番以降については、全件更新の案件となります。また、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、3 6 . 7 ha です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします
	(〇〇委員 着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	【議案第2号利用権設定関係6番朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、32.9ha、労働力は1人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	【議案第2号利用権設定関係7番朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、28.7ha、労働力は3人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係8番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	【議案第2号利用権設定関係8番朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、50.9ha、労働力は3人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係8番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係9番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	【議案第2号利用権設定関係9番朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、22.9ha、労働力は1人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係9番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係9番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和3年2月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第3号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、平成30年度の農地保有合理化事業を利用し、北海道農業公社に一時保有をしていただいていたりましたが、早期に公社から売渡を希望する案件です。 以上でございます。
石田会長	これより議案第3号所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。

片山主事	<p>【議案第3号所有権移転関係2番朗読】</p> <p>この件につきましては、親子間の贈与の案件です。</p> <p>譲受人は農業法人の代表取締役ではありますが、譲受人本人は3条資格者ではないため、農地法第3条での贈与が難しい状況であります。そのため、農業経営基盤強化促進法第18条の特例による農地利用集積計画を活用した対応となっております。図面については、10～12ページのとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。これより議案第3号所有権移転関係2番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。
	片山主事。
片山主事	<p>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、議案第3号(1)の2番に伴う案件です。借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、57.8haです。図面については、10～12ページのとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第3号利用権設定関係1番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和3年2月2 6日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上でございます。</p>
石田会長 委員	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時13分)</p>